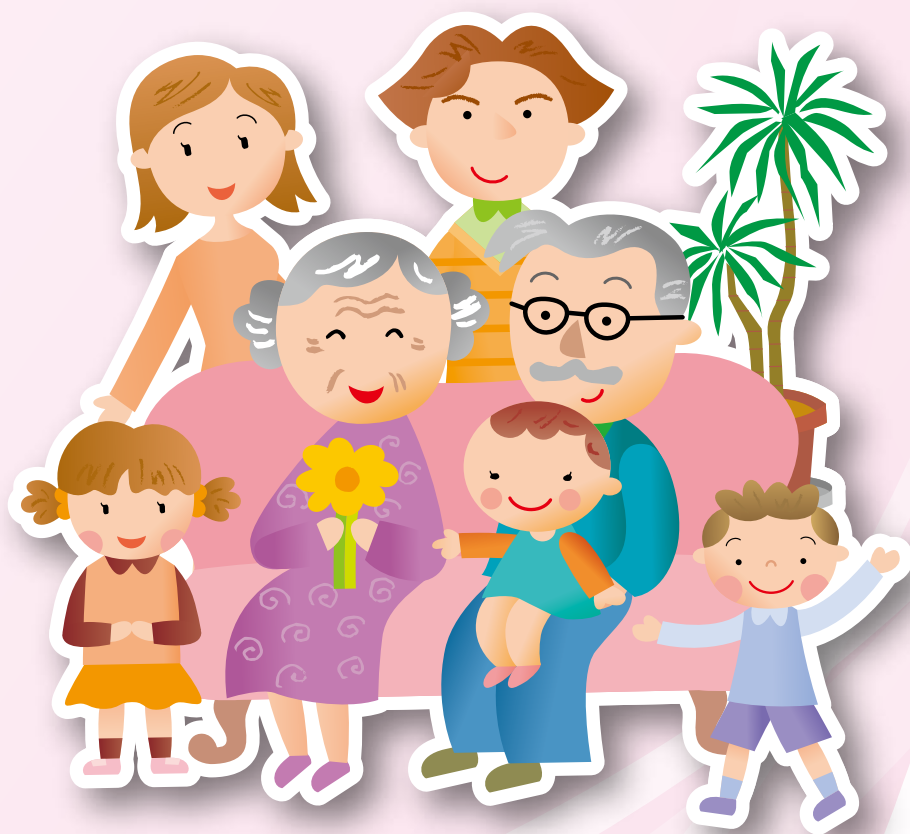


福祉委員活動 の てびき



社会福祉法人
高梁市社会福祉協議会

はじめに

私たちの生活を取り巻く環境は、近年の少子高齢化の進行やライフスタイルの変化により大きく変わり、住民の抱える生活課題等も更に多様化しています。

私たちの身近でも様々な生活課題が見受けられます。例えば一人暮らし世帯の増加、近所づきあいの希薄化、孤独死、児童虐待、悪徳商法等です。そういった生活課題への対応として公的サービスだけでは応えきれない状況にあります。



多くの人々の、「住み慣れた地域で、家族や友人とともに、安心して暮らしたい」という願いを実現していくために、社会福祉協議会では、地域の人々が「横の連携」を密にし、福祉について理解を深め、日常的に互いに励ましあい支えあう活動が展開される「福祉のまちづくり」(小地域福祉ネットワーク活動)を目指しています。

住民一人ひとりが住み慣れた地域で、いきいきと暮らして行くためには、住民も一緒になった地域社会全体での支えあい、たすけあいの活動がなくては実現しません。市民参加による「見守り・支えあい・たすけあい」活動の推進にご協力ください。

福祉委員とは？

高梁市社会福祉協議会の依頼により町内会で選出され、町内会を活動範囲とし、住民の皆さんが安心して暮らせるように「気くばり・目くばりをし、お互いに励まし合い支えあう」という「福祉のまちづくり」のお世話をさせていただく方です。



任期は、**原則 2 年**と定めておりますが、できるだけ継続していただけることが望ましいです。

〈市社会福祉協議会の活動支援〉

- ・福祉委員活動の万一の事故に備えてボランティア活動保険に加入しています。活動中に事故があった場合は、速やかに高梁市社会福祉協議会へ連絡してください。
- ・福祉委員活動を明確にするために福祉委員証を交付いたします。活動の際に着用してください。
- ・福祉委員活動を支援するために、町内会に対し福祉委員活動費の支援をしています。



福祉委員の活動

① アンテナ役・パイプ役

町内会の福祉ニーズを**把握**し、地域住民の変化等気がついたことがあれば、地域の民生委員児童委員や社会福祉協議会へ**お知らせ**ください。

※複雑な問題や福祉サービスを必要とする場合は、社会福祉協議会から市役所等関係機関へ連絡します。気軽に相談してください。



② 声かけ・見守り活動

日常生活のなかで、“困っている人” “ちょっと気になる人” に対して、民生委員児童委員と連携をしながら、無理なくできる範囲での**声かけ・見守り**をお願いします。

③ 地域福祉活動への参加及び協力

地域で行われる行事に**参加**し、住民同士の**つながり**を深め、誰もが安心して暮らしていけるよう**協力**をお願いします。

④ その他の活動

社会福祉協議会の福祉に関するサービスや情報、賛助会員会費にご理解をいただき、町内会の方に**広めて**ください。また、災害時など緊急時の情報提供や協力支援もお願いします。

～賛助会員会費～

地域の皆様にご協力いただいた賛助会員会費は、社会福祉協議会が実施する自主事業（ふれあいサロン事業や敬老事業等）の財源として使用させていただきます。

あなたのまわりに 気がかりな方はいませんか？

近所に住んでいる方について、気がかりなことはありませんか？
「あれっ？」「おかしいな？」という小さな気づきが、とても大切です。



夜になっても
家に明かりがつかない



郵便物や新聞が
郵便受けにたまっている



家を訪問しても、
顔を出してくれない



最近、外出している姿を
見かけなくなった



家の中から大声で
怒鳴る声が聞こえる



顔や腕などに
不自然なあざが多くなった



庭の手入れがされなくなったり、
洗濯物が干されなくなった



最近、顔色も悪く、
やせてきた気がする



最近引っ越してきたが、
周囲になじめていないようだ



話をすると、知り合いがなく
寂しいと悩んでいた



見慣れない人が
家に入りやすくなった



服装が不自然なまま
外出している

活動にあたってのお願い

プライバシー（個人情報、個人の秘密）への配慮をよろしく
お願いします。

1

人は、誰にも他人には知られたくないプライバシーがあります。こうしたことをよく理解した態度・姿勢で相手の方に接し、活動に必要となる最小限の情報を聞きましょう。

2

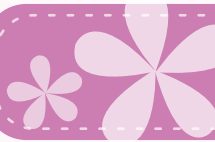
活動していて、知り得た情報は、問題解決のためだけに活用し、むやみに他人（家族含む）に口外しないように
しましょう。

3

個人情報が記載された資料等の管理には充分留意し、
他人（家族を含む）の目に触れないようにしましょう。

※明らかにその人の生命や身体の安全が損
なわれるような緊急事態が発生したとき、
あるいは客観的にその恐れがあると判断
されたときは、この限りではありません。





福祉委員活動 Q&A



★主な質問

Q. 福祉委員の活動は、賛助会員会費を集めるだけですか。

A. 賛助会員会費を集めるだけではありません。無理のない範囲で、町内会の見守りや声かけ活動会等(P3参考)をお願いします。

Q. 高齢化、人口減少により福祉委員の選出が難しくなってきました。どうすればいいですか。

A. 福祉委員の選出が難しくなった町内会では、近隣の町内会と相談し、複数町内会で1名の福祉委員を選出している町内会があります。また、独居高齢者や高齢者世帯のみの福祉委員活動が困難な町内会については、地区社会福祉協議会と調整し、選出を見送っている町内会もあります。

Q. 町内会の戸数が100戸を超えています。1人の福祉委員で見守り・声かけをするのが難しいです。どうすればいいですか。

A. 班長等が福祉委員を兼ねるなど1町内会から複数人の福祉委員を選出している町内会もあります。

Q. 福祉委員の活動期間はいつからいつまでですか。

A. 福祉委員の活動は年度での活動になります。よって4月から3月が活動期間になります。福祉委員を交代される場合は、福祉委員証を高梁市社会福祉協議会本所・支所、または地域市民センターへ返却してください。

Q. 福祉委員活動費はどのように取り扱えばいいですか。

A. 福祉委員活動費は、福祉委員活動の助長を図り、活動を支援していくため、町内会の代表である福祉委員にお渡しをしております。各町内会における活動費の取り扱いについては、前任の福祉委員や町内会長へ相談してください。

社会福祉法人 **高梁市社会福祉協議会**

地域福祉課	☎22-7243
有漢支所	☎57-3218
成羽支所	☎42-2005
川上支所	☎48-9770
備中支所	☎45-3131

令和3年度改訂版